

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	有・無期限
平成19年12月17日から 平成20年12月16日まで	
5年保存	

基監発第1217001号
平成19年12月17日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契印省略)

本年度における最低賃金の履行確保に係る主眼監督の実施等について

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低限を保障することにより労働条件の改善に重要な役割を果たしているが、本年度における地域別最低賃金の改定については、例年を上回る大幅な引上げ額（全国加重平均で14円の引上げ）となったことから、その履行確保を図ることが従来にも増して重要となっているところである。

また、本年度大幅に改定された最低賃金の履行確保の状況は、次年度以降の最低賃金の履行確保にも少なからず影響を及ぼすことにもなるものである。

このため、本年度において今後実施する最低賃金を主眼とする監督（以下「最賃主眼監督」という。）については、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

- 1 平成19年5月11日付け基発第0511001号「最低賃金の履行確保に係る一斉監督の実施に当たって留意すべき事項について」の記の1において示したとおり、本年6月の全国一斉監督の実施にかかわらず、当初の年間監督指導計画における業務量を確保し、又は、必要に応じこれを増加させることにより、



2

等最低賃金の履行確保上問題のある地域、業種及び事業場を的確に捉えた監督対象の選定に留意すること。

3 最賃主眼監督の実施に当たっては、最低賃金法違反の有無にかかわらず、別添の監督付表を作成し、平成20年4月15日（火）までに、都道府県労働局労働基準部賃金課室において取りまとめの上、本省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課あて送付すること。

最低賃金監督付表

①事業場名		②監督署	署
③業種		④監督年月日又は復命書整理番号	
⑤適用される最低賃金	地域別最賃 ・ 新産業別最賃 ・ 従来 of 産業別最賃		⑥労働者数 男 女 計 人
⑦地域別	地域別最低賃金未満の労働者数 人 (うち女 人) 〔上記のうち障害者 人、パート(アルバイト) 人、外国人 人〕		
	地域別最低賃金未満者の主な従事業務 男： 女：	地域別最低賃金未満者の賃金の最低額 男： 時間額 円 女： 時間額 円	
⑧新産業別	新産業別最低賃金未満の労働者数 人 (うち女 人) 〔上記のうち障害者 人、パート(アルバイト) 人、外国人 人〕		
	新産業別最低賃金未満者の主な従事業務 男： 女：	新産業別最低賃金未満者の賃金の最低額 男： 日額・時間額 円 女： 日額・時間額 円	
⑨従来 of 産業別	従来 of 産業別最低賃金未満の労働者数 人 (うち女 人) 〔上記のうち障害者 人、パート(アルバイト) 人、外国人 人〕		
	従来 of 産業別最低賃金未満者の主な従事業務 男： 女：	従来 of 産業別最低賃金未満者の賃金の最低額 男： 日額・時間額 円 女： 日額・時間額 円	
⑩最賃に対する認識	1. 適用される最低賃金額を知っている。 2. 金額は知らないが最低賃金が適用されることを知っている。 3. 最低賃金が適用されることを知らなかった。		
⑪最低賃金履行確保上の参考事項 ○ 最低賃金を支払っていない理由 ○ その他参考事項			

- (注) 1 本付表は、監督を実施したすべての事業場について作成すること。なお、最賃5条に係る違反がない場合は、⑦～⑨及び⑩への記入は不要であること。
- 2 ③欄には、労働基準局報告例規基準業種分類の中分類までを記入すること。ただし、1-17(その他の製造業)、4(運輸交通業)、15(清掃・と畜業)については、小分類まで記入すること。
- 3 ⑤欄には、監督実施事業場に適用される最低賃金を□印で囲むこと。なお、適用される最低賃金が複数ある場合には、そのうち最も高い額の最低賃金を□印で囲むこと。
- 4 ⑥欄には、適用される最低賃金に関わりなく、当該事業場の全労働者数を記入すること。
- 5 ⑦～⑨欄には、適用される最低賃金のすべてについて、法違反があれば記入すること。
- 6 ⑪欄には、最低賃金を支払っていない理由のほか、法違反に係る労働者についての最低賃金の適用除外許可の可能性等参考となる事項を記入すること。